

令和5年度(2023年度)

償却資産(固定資産税)申告の手引き

市税につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用の資産)についても課税の対象となります。

償却資産の申告は、毎年1月1日現在の資産状況を資産所在地の市町村長に申告していただくこととなっております。(地方税法第383条の規定によります。)
この申告書の手引きを参考に申告書を作成のうえ、ご提出をお願いいたします。



申告期限は
令和5年1月31日(火)です。
期限間近は窓口が大変混雑しますので、1月23日(月)までの提出
にご協力願います

- ◎ 申告していただく資産
令和5年1月1日現在、南あわじ市内に所有している事業用資産(償却資産)
- ◎ 提出書類
①償却資産申告書(提出用)、②種類別明細書(提出用)
※自社作成の申告書を使用される場合でも、お手数ですが本市から送付する申告書を添付してください
- ◎ 提出先及び方法
・市役所に提出する場合 市役所本館1階または沼島出張所
・市民交流センターに提出する場合 受付印の押印はできません。
予めご了承下さい。

申告に関するお問い合わせ

〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1

南あわじ市役所市民福祉部税務課 TEL:0799-43-5213(直通)

mail: zeimu@city.minamiawaji.hyogo.jp FAX: 0799-43-5313

・郵送の場合

控えに受付印が必要な場合は、控用と返送先を記入し切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。

・電子申告の場合

南あわじ市では、事務所やご自宅からインターネットを通じて申告が可能な

●LTAX(エルタックス)を利用した電子申告等の受付を行っています。

ご利用にあたっての詳細は、地方税共同機構ホームページをご覧ください。お電話でのお問い合わせはヘルプデスクへ

U R L <https://www.eltax.lta.go.jp/news/02617>

ヘルプデスク 電話番号 0570-081459又は03-5521-0019

利用時間 9:00~17:00(土日祝、年末年始 12/29~1/3は除く)



- ◎ 申告書の書き方がわからない場合は、次の資料をご用意の上、税務課固定資産税係までお越しください。
① 固定資産台帳 ② 法人税申告書別表16 ③ 所得税収支内訳書(収支決算書)
- ◎ 廃業・休業・解散された場合は申告書にその旨と当該年月日を記入し、提出してください。
- ◎ 申告した後、申告事項に誤りがありましたら修正申告をしてください。
- ◎ 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合
正当な理由がなく申告されない場合は地方税法第386条及び南あわじ市税条例第75条の規定により過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告して下さい。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科されることがあります。
- ◎ 実地調査について
申告書受理後、申告内容の確認や未申告者の資産調査のため、地方税法第353条及び第408条に基づいて実地調査を行う場合がありますので、その際にご協力をお願いします。また、地方税法354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがありますので、ご理解のほどお願いします。
- ◎ 過年度への遡及について
申告内容の修正や申告漏れ等の課税については、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります。ただし、地方税法の規定により、最大5年を限度とします。過年度分の課税が発生した場合は、通常の納期と異なり、一括で納付していただくこととなります。

1 償却資産とは

土地・家屋以外の事業用に使うことができる有形の減価償却資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産のこと。

ただし、自動車税、軽自動車税の対象となる車両は対象となりません。

2 償却資産申告の対象となるもの

下記は主な資産の例示です。詳しくは固定資産税係までお問い合わせください。

種類	具体例
1 構築物	駐車場舗装、フェンス、玉葱小屋、畦畔コンクリートなど
2 機械装置	太陽光発電設備、ガス窯、糶摺機、野菜収穫機、クレーンなど
3 船舶	漁船、モーターボート など
4 航空機	ヘリコプター、グライダー など
5 車両運搬機	農民車(高島式を除く)、大型特殊自動車、運搬車など
6 工具・器具及び備品	金型、応接セット、パソコン など

また、次のような資産も償却資産の申告の対象となります。

- 償却済資産・・・すでに減価償却が終わり、最低限度額(取得価格の5%)のみの資産)
- 建設仮勘定で経理されている資産で、事業に使っている資産
- 簿外資産・・・事業に使うことができる限り申告の対象
- 遊休資産・未稼働資産・・・今は使っていないが、いつでも事業に使うことができる資産
- 大型特殊自動車

※ 事業用の附帯設備について

- 家屋の所有者以外の人(テナントなど)がその事業のために取り付けた附帯設備等(電気設備、給排水設備など)・・・家屋と一体であっても償却資産とみなされます。この場合、取り付けた人(テナントなど)の償却資産として申告する必要があります。

※ 割賦販売、借用資産(リース資産)の取り扱い

- 割賦販売・・・原則、買主の償却資産として申告する必要があります。
- リース資産・・・通常、貸主の償却資産として申告する必要があります。ただし、リース期間満了後、所有権が借主に移転する場合は、借主の償却資産として申告する必要があります。

◆ 建築設備における家屋との区分

建築設備については家屋と償却資産を区分して課税することになっており、主な区分は下記のとおりです。

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
電灯照明設備	ネオンサイン、灯光器等、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、配分電盤
太陽光発電設備	太陽光発電設備一式(右記以外のもの)	屋根建材一体型太陽光発電設備一式
簡易間仕切り	床から天井まで達しない程度の物	床から天井まで達する程度の物
厨房設備、洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備(旅館、飲食店、病院等)	サービス設備以外の設備
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線、配管
冷暖房装置	ルームエアコン	家屋と一体になっている設備

◆ 太陽光発電設備の課税対象

	10KW以上の太陽光発電設備(余剰売電・全量売電)	10KW未満の太陽光発電設備(余剰売電)
個人(住宅用)	【課税対象】 家屋の屋根等に設置して発電量の全量又は余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、発電にかかる設備は課税の対象となります。	【課税対象外】 売電するための事業用資産に該当しないため、課税の対象外
個人(事業用)	【課税対象】 家屋や構築物・事業場・または農地等(※)に設置した太陽光発電設備は、事業用の資産となるため、発電出力量や売電の有無にかかわらず課税対象となる。	
法人		

※農地等に太陽光発電設備を設置した場合、課税地目を雑種地として評価します。

3 償却資産申告の対象とならないもの

□ 小型特殊自動車に分類され、軽自動車税の課税対象となるもの等

小型特殊自動車	長さ	幅	高さ	最高速度	事例
特殊自動車	7m以下	1.7m以下	2.8m以下	15Km/h以下	フォークリフト、ショベルローダ等
農耕用作業自動車	乗用装置あり			35Km/h未満	トラクター、コンバイン、田植機等
	国交大臣指定				ロールベアラ、トレーラー等

※トラクター等のアタッチメントについては、トラクター等本体の一部とみなします。

※小型特殊自動車は、ナンバープレートの交付を受けてください

- 無形固定資産(例:特許権・ソフトウェア・漁業権など)
- 繰延資産(例:開業費、試験開発費など)
- 棚卸資産(例:商品・貯蔵品など)
- 果樹、生物(※観賞用・興行用などのものは申告対象)
- 取得価額が20万円未満の償却資産を、3年間で一括償却したもの
- 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産を一時に損金算入したもの
- 他市町村の資産(他市町村で事業のように供している資産)

4 小額の減価償却資産の取り扱い(○=申告対象 ×=申告対象外)

償却方法	取得価格		
	10万円未満	10万円以上20万円未満	20万円以上30万円未満
個別減価償却	○	○	○
即時償却資産		○	○
3年一括償却	×	×	
一時損金算入	×		

※即時償却資産とは、中小企業者等の方が租税測別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産です。(ただし、H15.4.1~H18.3.31に取得した10万円未満の資産は対象)

5 国税(所得税など)との取扱いの違い

項目	固定資産税(償却資産)	国税(法人税・所得税)
償却計算の方法	定率法のみ[注1]	定率法・定額法の選択制
減価償却の期間	暦年(賦課期日制度)	法人:事業年度
		個人:暦年
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度[注2]	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却[注3]	認められます	認められます
改良費(資本的支出)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価します)	原則区分、一部合算も可
評価額の最低限度	取得価格の5%	1円(備忘価格)

[注1] 減価率は、法人税の「旧定率法」で使用する償却率と同じです。

[注2] 圧縮記帳の制度については認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

[注3] 法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産がある場合は、「届出書」の写しを添付してください。

6 償却資産の評価と課税

① 償却資産の評価方法

償却資産の評価は、償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数に基づき、一品ごとに賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。

② 評価額の計算方法

(1) 前年中に取得したもの $\text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2) = \text{評価額}$

(2) 前年前に取得したもの $\text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率}) = \text{評価額}$

以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価します。

評価額の計算例

取得価額 500,000 円、取得時期:令和4年2月、耐用年数 3 年の場合

耐用年数 3 年に応ずる減価率は 0.536(次項の減価残存率表を参照)

令和5年度の評価額 = 500,000 円 $\times (1 - 0.536 \times 1/2) = 366,000$ 円

令和6年度の評価額 = 366,000 円 $\times (1 - 0.536) = 169,824$ 円

令和7年度の評価額 = 169,824 円 $\times (1 - 0.536) = 78,798$ 円

令和8年度の評価額 = 78,798 円 $\times (1 - 0.536) = 36,562$ 円

令和9年度の評価額 = 36,562 円 $\times (1 - 0.536) = 16,964$ 円 < 25,000 円

※令和9年度で算出額が取得価額の5%(25,000円)より小さくなりますので、

令和9年度以降の評価額は 25,000 円となり、この金額より下がりません。

③ 決定価格・課税標準

全償却資産の評価額の合計額が、課税標準額となります。

※課税標準の特例の規定が適用される場合は、その資産の評価額に特例率を乗じたものが課税標準となります(次項の固定資産軽減措置を参照)

④ 免税点の判定

全償却資産の課税標準額の合計額が150万円未満の場合は、課税されません。 ※免税点未満の場合でも、申告は必要です。

⑤ 税率・税額

課税標準額(1,000円未満切捨) \times 1.4% = 税額(100円未満切捨)

※土地・家屋がある場合は、それぞれの課税標準額を足した額から1,000円未満を切捨てます

⑥ 固定資産台帳の閲覧

申告または調査に基づいて償却資産の価格などが決定されますと、償却資産課税台帳に登録されます。課税台帳は所有者が毎年4月1日から閲覧できます。

⑦ 納税通知の発送

納税通知書2枚目に(c)欄に償却資産課税標準額を記載していますのでご確認ください。

【減価残存率表】(1年目:1-減価率/2、2年目:1-減価率)、

耐用年数	減価残存率			耐用年数	減価残存率			耐用年数	減価残存率		
	減価率	前年中取得(1年目)	前年前取得(2年目)		減価率	前年中取得(1年目)	前年前取得(2年目)		減価率	前年中取得(1年目)	前年前取得(2年目)
2	0.684	0.658	0.316	13	0.162	0.919	0.838	24	0.092	0.954	0.908
3	0.536	0.732	0.464	14	0.152	0.924	0.848	25	0.088	0.956	0.912
4	0.438	0.781	0.562	15	0.142	0.929	0.858	26	0.085	0.957	0.915
5	0.369	0.815	0.631	16	0.134	0.933	0.866	27	0.082	0.959	0.918
6	0.319	0.840	0.681	17	0.127	0.936	0.873	28	0.079	0.960	0.921
7	0.280	0.860	0.720	18	0.120	0.940	0.880	29	0.076	0.962	0.924
8	0.250	0.875	0.750	19	0.114	0.943	0.886	30	0.074	0.963	0.926
9	0.226	0.887	0.774	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
10	0.206	0.897	0.794	21	0.104	0.948	0.896	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	22	0.099	0.950	0.901	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	23	0.095	0.952	0.905	50	0.045	0.977	0.955

【各資産耐用年数】

次項に掲載以外の減価償却資産耐用年数については、南あわじ市ホームページでご確認ください。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭40.3.31 大蔵省令第15号)より抜粋



機械装置以外のもの

(別表一より抜粋)

資産の名称		耐用年数	区分
アスファルト舗装		10年	構築物／舗装道路及び舗装路面
コンクリート舗装		15年	
フェンス		10年	構築物／金属造りのもの
看板	金属製	20年	構築物／広告用のもの
	金属製以外	10年	
側溝		15年	構築物／コンクリート造り又はコンクリートブロック造り
エアコン、冷蔵庫		6年	器具・備品／1／冷房用又は暖房用機器、冷蔵庫
フォークリフト		4年	車両・運搬具／フォークリフト
電気設備	蓄電池電源設備	6年	建物附属設備
	受変電設備	15年	
屋外給排水設備		15年	
事務用机・椅子	金属製	15年	器具・備品／1／事務机、事務いす及びキャビネット
	その他	8年	
パソコン	サーバ用以外	4年	器具・備品／2／電子計算機／パソコン
電話設備(デジタルボタン)		6年	器具・備品／2／電話設備その他の通信機器
陳列棚	冷凍・冷蔵庫付	6年	器具・備品／1／陳列たな及び陳列ケース
	その他	8年	

機械装置

(別表二より抜粋)

設備の種類(業種別)		耐用年数	設備の種類(業種別)	耐用年数
食料品・飲料・たばこ・飼料製造業		10年	情報通信機械器具製造業	8年
鉄鋼業	・表面処理鋼材・鉄粉製造業 鉄スクラップ加工処理業用設備 ・純鉄、現鉄、ヘースメタル、エアロイ、 鉄素形・鋳鉄管製造業設備 ・その他の設備	5年	電気機械器具製造業	7年
		9年	その他の製造業	9年
		7年	農業	7年
		14年	漁業、水産養殖業	5年
繊維鋳業	・炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 その他 ・その他の設備	3年	宿泊業	10年
		7年	飲食店業	8年
		7年	洗濯業、理容業、美容業、浴場業	13年
窯業、土木製品製造業	9年	建築材料・ 鋳物金属材料等卸売業	・石油液化ガス卸売 用設備(貯ろうを除く)・ その他の設備	13年
石油製品・石炭製品製造業	7年			8年
プラスチック製品製造業(他に掲げるものを除く)	8年	自動車整備業		15年
汎用機械器具製造業	12年	道路貨物運送業		12年
業務用機械器具製造業	7年	運輸に附帯するサービス業		10年
生産用機械器具製造業	・金属加工機械製造設備 ・その他の設備	9年	その他の生活関連サービス業	6年
		12年	その他のサービス業	12年

設備の種類(業種別)		耐用年数	設備の種類(業種別)	耐用年数
飲食料品卸売業		10年	その他	17年
飲食料品小売業		9年		8年
その他の小売業	・ガソリン及び液化石油ガススタンド設備 ・その他の設備 金属製のもの その他のもの	8年		17年 8年

【固定資産軽減措置】

地方税法第349条の3項及び同法附則第15条に定める資産については課税標準の特例が適用されます。主なものの適用期間と特例率は以下のとおりです。

特例対象資産	取得期間	適用期間	特例率	添付書類(写し等)
内航船舶	制限なし	制限なし	1/2	なし
再生可能エネルギー発電設備 注1	H28.4.1 ～ R6.3.31	3年度分	千kw未満⇒2/3 千kw未満⇒3/4	「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」
経営力向上設備等に対する課税標準の特例 注2	H28.7.1 ～ R5.3.31	3年度分	1/2	「経営力向上計画に係る認定申請書」、「経営力向上計画の認定書」、「工業会等による仕様等証明書」
生産性向上特別措置法に係る課税標準の特例 注3	H30.6.6 ～ R5.3.31	3年度分	100% (税額をゼロに減額)	「先端設備等導入計画に係る認定申請書」、「先端設備導入計画認定書」、「工業会等による仕様等証明書」

注1 対象者：自家消費型の太陽光発電設備(認定を受けている発電設備は対象外)

注2 対象者：中小事業者または中小企業者(資本金1億円以下等) 対象資産：認定経営力向上計画に基づき新規取得した経営力向上設備等に該当する機械及び装置で政令で定めるもの(160万円以上であり、生産性1%以上向上(販売開始から10年以内)の機械及び装置であること等の一定要件あり)

注3 対象者：中小事業者等(資本金1億円以下等)で先端設備等導入計画について市の認定を受けた者 対象資産：先端設備等導入計画に基づき新規取得した機械及び装置等(160万円以上であり、生産性1%以上向上(販売開始から10年以内)の機械及び装置であること等の一定要件あり) 先端設備等導入計画の認定後の取得が必須

注1～注3の制度の詳細内容は中小企業庁ホームページをご確認ください。

【固定資産税の課税免除・不均一課税について】

次の地域・条例等により、条件に一致すれば課税免除及び不均一課税の対象となります。

・・・離島振興対策地域、地方活力向上地域、地域未来投資法、南あわじ市企業等誘致条例

※詳しい内容は南あわじ市ホームページをご確認ください。

償却資産申告書の書き方

1 償却資産申告書の記入例

3. マイナンバー(個人番号または法人番号)を記入してください。

6. この申告について応答される方について記入してください。

7. 経理を税理士等に委託された場合記入してください。

令和 5 年 1 月 15 日 令和 5 年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳) (提出用) ※所有者コード 123456

受付印 殿

1. 住所・電話番号に間違いがないか確認し、誤りがあれば訂正してください。
656-0492 みなみあわじ いちぜんこうど
南あわじ市市善光寺 22番地1

2. 所有者の方に変更がないか確認してください。
変更がある場合は新所有者の氏名を記入してください。
屋号があればを記入してください。
あわじ たろう
淡路 太郎
淡路農園

3. マイナンバー(個人番号または法人番号)を記入してください。
123456789000

4. 事業種目 (資本金等の額) 農業

5. 事業開始年月 年 月

6. この申告に回答する者の係及び氏名 淡路 花子 (電話 43-XXXX)

7. 税理士等の氏名 南あわじ税理士事務所 (電話 43-XOXO)

8. 短縮耐用年数の承認 有・無 (無)

9. 追加償却の届出 有・無 (無)

10. 非課税該当資産 有・無 (無)

11. 課税標準の特例 有・無 (無)

12. 特別償却又は圧縮記帳 有・無 (無)

13. 税務会計上の償却方法 定率法・定額法 (定率法)

14. 青色申告 有・無 (無)

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)		前年中に減少したもの (ロ)		前年中に取得したもの (ハ)		計(イ)-(ロ)+(ハ) (ニ)	
	十億	百万	十億	百万	十億	百万	十億	百万
1 構築物	2	640,000			5	000,000	7	640,000
		430,000	430,000		455,500		455,500	
	1	200,000					1	200,000
		378,000					378,000	
	4	648,000	430,000		5	455,500	9	673,500

15. 市(区)町村内における事業所等資産の所在地

16. 借用資産 (有・無) 貸主の名称等

17. 事業用家屋の所有区分 自己所有・借家

18. 備考(添付書類等)

18. 次のような事項を記入してください。
①資産の増減の有無
②当該資産の有無
③廃業・休業・移転等があった場合の年月日
④所有者の氏名・住所の変更
⑤その他、申告について参考となる事項

(イ) 前年前に取得した資産の取得金額合計額が記入されています。
(ロ) 前年中に減少した資産の取得価格の合計額を資産の種類別に記入してください。
(ハ) 前年中に取得した資産の取得価格の合計額を資産の種類別に記入してください。
(ニ) (イ)、(ロ)、(ハ)によって算出された取得価格の合計額を資産の種類別に記入してください。
変更がない場合は(イ)欄の価格を記入してください。

(ホ)～(ト) 記入する必要はありません。ただし、電算処置により全資産申告を行う場合は記入してください。

く8
だ
さ
い。該
当
す
る
方
を
○
で
囲
ん
で

2 種類別明細書の記入例

令和4年1月2日から令和5年1月1日までに取得した資産、処分した資産、前年までに申告がもれていた資産等について記入してください。

令和 5 年度		種類別明細書（増加資産・全資産用）											
所有者コード		提出用										所有者名	
123456												淡路 太郎	
資産の名称等	数量	取得年月			取得価格	耐用年数	課税標準の特例		増加事由	備考			
		年号	年	月			率	コード					
玉葱小屋(鉄骨)	1	S	63	10	1,200,000	17			1・2				
コンクリート畦畔	1	H	13	8	1,440,000	17			3・4 1・2				
動力噴霧器	1	H	8	8	430,000	7			3・4 1・2	R4年3月処分			
農民車	1	H	13	10	1,200,000	7			3・4 1・2				
パソコン	1	H	24	12	148,000	4			3・4 1・2				
動力噴霧器	1	R	4	2	285,000	7			3・4 1・2				
玉葱掘取機(共有〇人)	1	R	4	5	170,500	7			3・4 1・2				
太陽光発電システム(善光寺〇番地設置)	1	R	4	9	5,000,000	17	2/3		3・4 1・2	補助金交付決定通知あり			

注意

トラクター、コンバイン、乗用田植機、乗用肥料散布機、農耕作業用トレーラ、フォークリフト等の軽自動車税の課税対象となるものについては償却資産の申告の対象にはなりません。

自動車に設置される機械(ロータリー等)については、自動車の一部とみなすため、申告の対象になりません。

減価償却期間が終了した資産であっても、事業に使用する限りは償却資産の申告の対象になります。

処分した資産は消してください。備考欄に処分した年月を記入してください。

増加する資産について該当する番号を選択してください。

- 1 …新品取得
- 2 …中古品取得
- 3 …移動による受入れ
- 4 …その他

共同資産については、持分で按分して記入してください。

数字で記入してください。

- 構築物…………… 1
- 機械装置…………… 2
- 船舶…………… 3
- 航空機…………… 4
- 車両・運搬具……… 5
- 工具・器具・部品… 6

資産の名称等・数量を記入してください。

資産の取得年月を記入してください。
年号 S:昭和
H:平成
R:令和

取得価格は、税務会計上消費税込経理方式の方は税込みで、税抜経理方式の方は税抜きで記入してください

【各資産の耐用年数】を参照して記入してください。

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動に○印を付けてください。